

Clinical Symposium

臨床シンポジウム——近接領域との対話

第6回

臨床心理学への期待

河村建夫 (衆議院議員)

平成23(2011)年3月11日に東日本大震災が起きたことを受け、子どもたちの心のケアや大人へのカウンセリング、また支援者への援助が急務とされるようになってきている。また最近の高齢化により介護をどのように運営していくかということも大きな問題であり、介護者への心理的ケアも重要な課題になってきている。そして平成24(2012)年の統計で自殺者が年間3万人を切ったとはいえ、依然として年間3万人前後の方々が自ら命を絶っているという現状もある。このように、あらゆる面で国民の心の健康は国民的課題になってきている。私は現在「心理職の国家資格化を推進する議員連盟」の代表を仰せつかっているが、国家資格をもつ専門家が責任をもってケアを担うことが必要だという要望は多方面から寄せられている。これらの要望に応えうる法整備が急務であるが、「心理職の国家資格」と一言と言っても、ここに到達するまでの関係者の努力には大変なものがあつたことを思い、まず心から敬意を表したい。

実は、国民の心の健康へのケアについて私が相談を受けたのは、かれこれ10年近く前になる。当時の文化庁長官だった臨床心理学者の河合隼雄先生に話をもちかけられ、そこから具体的な取り組みが始まった。ところが医療現場で医療的ケアに従事する方、臨床心理士として学校でスクール

カウンセリングに従事する方、司法現場に従事する方など、さまざまな方面の方々がおり、医療行為との兼ね合いを巡って法案内容が複雑になり、法制度を一本化することができない事態となった。そこで、大学院修了後に資格を取得する方々への国家資格をどうするか、医療現場に勤務する方々は臨床心理士資格をもっていなくても医師の指示の下で活動できるのではないかと、といった議論を踏まえて、医療心理師と臨床心理士という2つの国家資格を1つの法律でつくろうという「二資格一法案」の骨子が平成17(2005)年にできた。そこでは同時に、厚生労働省と文部科学省が所管する業務が含まれるため、両大臣が共管という形で法律を用意することとなったが、さまざまな議論を踏まえるなかで、最終的に法案化に至らなかった。

しかしその後、二資格一法案の時にできた推進協(臨床心理職国家資格推進連絡協議会)と推進連(医療心理師国家資格制度推進協議会)に日心連(日本心理学諸学会連合)が加わり、この三団体が真摯にこの議論を続け、医療領域の方々との折衝も続けるなかで、平成23(2011)年10月に「三団体要望書」がまとめられた。それが今日の大きな流れとなっている。

平成24(2012)年3月に心理職を国家資格に

しようとする超党派の議員の集會が開かれた。その後、再び自民党政権が生まれ、総選挙でも自民党は心理職の国家資格化を公約に掲げているので、今度はいよいよ本格的に国家資格を推進していこうということになり、平成25(2013)年6月に自民党の「心理職国家資格化を推進する議員連盟」第2回総会が行われ、活動を進めている。前国会対策委員長の鴨下一郎先生、外務大臣の岸田文雄先生、内閣官房副長官の加藤勝信先生といった方々と声を掛け合い議員連盟を組織したが、もちろん法制化は自民党単独で進めるのではなく、公明党や民主党などにも声を掛け、いわば超党派で進めていくつもりである。

国家資格化において重要になるのが法律だが、この法律には内閣が閣議決定をして国会に提出する内閣法とは別に、我々国会議員が提出する議員立法というものがある。議員立法の場合には、法制局担当者も会議に出席して議論を聞いていただき、議員から法律化のための希望や要件を伝えて法制局担当者がそれを法律に書き表わして進めていく仕組みとなっていて、そこで初めて議員立法が形になってくる。私としてはこの国家資格化を議員立法によって成立させたいと思っている。内閣法は手続きに長い時間がかかるのに対し、超党派の議員連盟での合意が得られれば議員立法の成立までは短期間であるため、議員立法という手段には期間を短縮できるという利点もある。

ただ、資格があればそれでいいというわけにはいかない。医療分野、教育現場、司法現場、福祉分野、産業分野、また自衛隊でも専門職が従事している現状を見回すと、心理臨床の現場には非常に高度で広範な対応が必要になってきていることがわかる。するとこうして多岐にわたって臨床の業務を経験していく可能性がある以上、専門職の将来にわたって研修はどうなるのかなど、新たな

問題も派生してくる。これに呼応するように、推進協、推進連、日心連の三団体を中心に、平成25(2013)年4月に新たに一般財団法人日本心理研修センターが設立されることとなり、いくつかに分化していた流れを統合して大きな枠組みのなかで専門職が力を発揮する仕組みが、ここにできあがりつつある。私としても、この自発的な動きに呼応しながら国家資格化が前進することを願うが、従来の臨床心理士のレベルをどう担保しているかが重要になる。

ある国家が豊かであるかどうかという基準は、国民一人ひとりの心の豊かさにあるとも言われている。東日本大震災における国民の協力や互助の精神は世界が注目していたもので、日本人の豊かさをこれから保つためにも、人間の心の問題、生まれてから死んでいくまでの心の問題にどのように安定をもたせ、一人ひとりに安寧をもたらすかということ、臨床心理学に期待されている課題であり、実際に心理職の力が不可欠であろう。心理職というものは、クライアントがまさに死の床にあって、その傍らで一緒に話ができる立場にあり、まさに死の床に臨むということから生まれた側面もあるのではないだろうか。もちろん生まれてから死に至るまでの心のケアといっても、それは簡単なことではない。心というものは親しい者同志がお互いに理解しているつもりでも、しかしそれでも理解できないことは多く、心理職にはこうしたことへの深い洞察が求められる。心の問題はきわめてデリケートで難しいもので、この困難な課題に取り組む心理職の皆さんの仕事はこれからも重要なものでありつづけるだろう。そのためにも、臨床心理学を中核とする心理職という専門的立場からの議論を積み重ねながら、それを国家資格という法制度につなげていけることを願っている。